

# 日本輸入・持込禁止品及び・規制品

■	あへん、コカイン、ヘロインなどの麻薬、大麻、あへん吸煙具、覚せい剤（覚せい剤原料を含有するヴィック スインヘラー、なども含まれます。）、向精神薬
■	けん銃等の銃砲及びこれらの銃砲弾及びけん銃の部品
■	通貨又は証券の偽造品、変造品、模造品（例えば、ニセ金貨など）
■	公安又は風俗を害すべき書籍、図画、彫刻物その他の物品（わいせつ 雑誌、わいせつビデオテープ・DVD のみならず、CD・ROM、ハードディスク、メモリースティックを含む、すべてのメディア・データストレージに収 めることも禁止されています。）
■	偽ブランド商品など知的財産権（商標権、著作権、著作隣接権、特許権、実用新案権、意匠権及び回路配 置利用権）を侵害する物品
■	家畜伝染病予防法と植物防疫法で定める特定の動物とその動物を原料とする製品、植物とその包装物な ど

## ■野生動植物を保護するための「ワシントン条約」に該当する物品

漢方薬	じゃこう鹿エキス、トラの骨、クマの胆、サイの角等を含有する薬等
毛皮・獣物	トラ、ヒョウ等のネコ科の動物、オオカミ、クマ、シマウマ（一部）等
ハンドバッグ・ベ ルト・財布等	ワニ、ウミガメ、ヘビ（一部）、トカゲ（一部）、ダチョウ（一部）等
象牙・同製品	インドゾウ、アフリカゾウ
はく製	ワシ、タカ、ワニ、ゴクラクチョウ、センザンコウ（一部）等
その他	こきゅう（ニシキヘビの皮を使った楽器）、チョウの標本、ダチョウの卵、クジャクの羽、シャヤコガイの製品、 サンゴの製品（一部）等

## ■動・植物検疫の必要なもの

果物（パイナップル、オレンジなどの果実、切花、野菜、などが含まれます。）、植物（ドライフラワー、生木などが含まれま  
す。）、動物（生肉、乾燥肉/ジャーキー、ハム、ソーセージなども含まれます。輸出国政府機関より発行された検査証明  
書が必要です。）は税関検査の前に動植物検疫カウンターで必ず検疫を受けて下さい。

## ■猟銃・刀剣など

猟銃、空気銃、刀剣などについては、公安委員会の所持許可を受けるなど所定の手続をとった後でなければ輸入できないこ  
とになっています。

## ■数量制限のあるもの

韓国産の大島紬などの紬類については、輸入者個人が使用するものに限りに、10㎡（2反程度）まで輸入が認められますが、  
超過分については税金を払っても輸入は認められません。

## ■医薬品、化粧品、食料品などは、輸入者個人が使用するものであっても、輸入数量の制限があります。

医薬品及び医薬部外品・・・2ヶ月以内（外用薬は1品目24個以内）  
健康サプリメント・・・・・・・・・・3ヵ月分  
化粧品・・・・・・・・・・1品目24個以内  
医療用具・・・・・・・・・・1セット（家庭用のみ）  
食料品・・・・・・・・・・1品目10kg以内（壊れずに腐食せずに3ヶ月以上保存でき、さらに上記規制品以外の物）

## ■タバコ・酒類

タバコ及び酒類はQICの発送サービスではお取り扱いいたしません。禁止品ではありませんが、貨物に含まれていた場合は  
破棄処分となります。

上記輸入規制品・禁止品が、私の貨物の中に含まれていないこと保証します。記入もれまた  
は故意に規制・禁止品が貨物に含まれており、日本税関法や薬事法・衛生法・銃刀法などに  
基づき罰金などの処罰が発生した場合、それらの責任はすべて私個人にあることを認めま  
す。 また、規制品・禁止品は没収・破棄処分になることに同意します。

20 年 月 日	ご住所（日本）
お名前 _____	_____
ご著名 _____	_____